

平成四年政令第三百五十七号

計量單位令

内閣は、計量法（平成四年法律第五十一号）第二條第一項第二号、第三條から第五條まで、第八條第三項第三号、第九條第二項、第六十八條並びに附則第五條、第六條及び第九條第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

（織度、比重その他の物象の状態の量）

第一條 計量法（以下「法」という。）第二條第一項第二号の政令で定める物象の状態の量は、織度、比重、引張強さ、圧縮強さ、硬さ、衝撃値、粒度、耐火度、力率、屈折度、湿度、粒子フルエンス、粒子フルエンス率、エネルギーフルエンス、エネルギーフルエンス率、放射能面密度及び放射能濃度とする。

（計量單位の定義）

第二條 法第三條に規定する計量單位の定義は、別表第一のとおりとする。

第三條 法第四條第一項に規定する計量單位の定義は、別表第二のとおりとする。

2 法第四條第二項に規定する計量單位の定義は、別表第三のとおりとする。

（十の整数乗を乗じたものを表す計量單位）

第四條 法第五條第一項の政令で定める計量單位は次の各号に掲げるものとし、その定義は当該各号に定めるものとする。

- 一 法第三條及び第四條に規定する計量單位（キログラム、分、時、度（角度の計量單位の度に限る。）、秒（角度の計量單位の秒に限る。）、平方メートル、立方メートル、毎分、毎時、毎メートル、キログラム毎立方メートル、平方メートル毎秒、キログラム毎秒、キログラム毎分、キログラム毎時、立方メートル毎秒、立方メートル毎分、立方メートル毎時、デシベル、回毎分、回毎時、気圧、質量百分率、質量千分率、質量百万分率、質量十億分率、体積百分率、体積千分率、体積百万分率、体積十億分率、体積一兆分率、体積千兆分率及びビエッチを除く。）に別表第四の上欄に掲げる接頭語（以下単に「接頭語」という。）を付したものを、接頭語を付した計量單位に接頭語に応じて別表第四の下欄に掲げる接頭語を表す乗数（以下単に「接頭語を表す乗数」という。）を乗じたもの
- 二 別表第五の第二欄に掲げる計量單位中の同表の第三欄に掲げる語に接頭語を付したも

の別表第五の第二欄に掲げる計量單位に同表の第四欄に掲げる乗数を乗じたもの

三 前号に掲げる計量單位（別表第五第一号から第四号までの第二欄に掲げる計量單位中の語に接頭語を付したものを除く。以下同じ。）に接頭語を付したものを、接頭語を付した前号に掲げる計量單位に接頭語を表す乗数を乗じたもの

（特殊の計量に用いる計量單位）

第五條 法第五條第二項の政令で定める特殊の計量並びにこれに用いる計量單位及びその定義は、別表第六のとおりとする。

（非法定計量單位の使用の禁止の特例）

第六條 法第八條第三項第三号の政令で定める者は、次のとおりとする。

一 日本国内に住所又は居所（法人にあつては営業所）を有しない者

二 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う外国為替令等の臨時特例に関する政令（昭和二十七年政令第二百二十七号）第三條に規定する者及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う外国為替令等の臨時特例に関する政令（昭和二十九年政令第二百二十九号）第三條に規定する国際連合の軍隊等

2 法第八條第三項第三号の政令で定める取引又は証明は、次のとおりとする。

一 前項各号に掲げる者相互間における取引又は証明

二 前項第一号に掲げる者と同項各号に掲げる者以外の者との間における日本船舶以外の船舶の修理に関する取引又は証明

三 前項第一号に掲げる者と同項各号に掲げる者以外の者との間における船舶による運送（日本各港の間においてする運送を除く。）に関する取引又は証明

四 前項第二号に掲げる者（合衆国軍隊及び国際連合の軍隊に限る。）と同項各号に掲げる者以外の者との間における取引又は証明

第七條 法第九條第二項の政令で定める計量器は、次のとおりとする。

一 輸出すべき計量器

二 輸出すべき貨物の設計若しくは検査又は輸入する貨物の検査に用いる計量器であつて、経済産業省令で定めるもの

三 前二号に掲げるものの検査に用いる計量器であつて、経済産業省令で定めるもの

（ヤードポンド法による計量單位）

第八條 法附則第五條第一項の政令で定めるヤードポンド法による計量單位及びその定義は、別表第七のとおりとする。

（航空に関する取引又は証明）

第九條 法附則第五條第二項第一号の政令で定める取引又は証明は、次のとおりとする。

一 航空機の運航に関する取引又は証明

二 航空機による運送に関する取引又は証明

三 航空機及び航空機用機器並びにこれらの部品に関する取引又は証明

（輸入された商品）

第十條 法附則第五條第二項第二号の政令で定める商品は、次に掲げるものとして経済産業省令で定める商品であつて、第八條に規定するヤードポンド法による計量單位（以下「ヤードポンド單位」という。）によつて表記された物象の状態の量がヤードポンド單位以外の法定計量單位により併記されているものとする。

一 国際的にヤードポンド單位による表記が用いられている商品

二 主として日常生活の用に供される商品であつて、これに付されたヤードポンド單位による表記を除去することが通常著しく困難であるもの

（仏馬力）

第十一條 法附則第六條第一項の政令で定める取引又は証明は、次のとおりとする。

一 内燃機関に関する取引又は証明

二 外燃機関に関する取引又は証明

2 法附則第六條第二項の政令で定める仏馬力の定義は、ワットの七百三十五・五倍とする。

（ヤードポンド法等の計量單位による目盛等を付した計量器）

第十二條 法附則第九條第二項の政令で定める計量器は、次のとおりとする。

一 ヤードポンド單位による目盛又は表記を付した次に掲げる計量器であつて、経済産業省令で定めるもの

イ 次に掲げる計量に用いる計量器

(1) 航空機の運航に係る計量

(2) 航空機による運送に係る計量

(3) 航空機及び航空機用機器並びにこれらの部品に係る計量

(4) 航空機の運航に関する気象、地象又は水象に係る計量

ロ 自衛隊が武器の一部として使用する計量器

ハ イ又はロに掲げるものの検査に用いる計量器

二 内燃機関又は外燃機関の工率の計量に用いる計量器であつて、仏馬力による目盛又は表記を付したものを

附則

1 この政令は、法の施行の日（平成五年十一月一日）から施行する。ただし、第五條（別表第六第十二号及び第十三号に係る部分に限る。）の規定は、平成十一年十月一日から施行する。

2 計量單位令（昭和二十八年政令第三百三十二号）及び計量法施行法第三條（第六條及び第九條第三項の計量等を定める政令（昭和三十三年政令第三百二十九号）は、廃止する。

3 平成九年九月三十日までは、別表第六第十一号中「生体内の圧力の計量」とあるのは、「生体内の圧力の計量及び真空工学における圧力の計量」とするものとする。

附則

（平成九年二月二五政令第三八三号）抄

第一条 この政令は、外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律の施行の日（平成十年四月一日）から施行する。

附則（平成二二年六月七日政令第三二一号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附則（平成一三年九月五日政令第二八〇号）

この政令は、計量法の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年四月一日）から施行する。

附則（平成二五年九月二六日政令第二八七号）抄

（施行期日）

1 この政令は、平成二十五年十月一日から施行する。

附則（令和元年五月一七政令第六号）

この政令は、令和元年五月二十日から施行する。

附則 (令和五年二月二十七日政令第三七六号)

- (施行期日)
この政令は、公布の日の翌日から施行する。
- (罰則に関する経過措置)
この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表第一(第二条関係)

物理計量単定義の状況

一	長さ	メートル	真空中で一秒間の二億九千九百七十九万二千四百五十八分の一の時間に光が進む行程の長さ
二	質量	キログラム	プランク定数を十の三十四乗分の六・六二六〇七〇一五ジュール秒とすることによって定まる質量
三	時間	秒	セシウム百三十三の原子の基底状態の二つの超微細準位の間の遷移に対応する放射の周期の九十一億九千二百六十三万七千七百七十倍に等しい時間
四	電流	アンペア	電気素量を十の十九乗分の一・六〇二一七六六三四クーロンとすることによって定まる電流
五	温度	ケルビン	ボルツマン定数を十の二十三乗分の一・三八〇六四九ジュセルシール毎ケルビンとすることによって定まる温度(ケルビンで表される温度は熱力学温度とし、セルシウス度又は度で表される温度はセルシウス温度(ケルビンで表した熱力学温度の値から二百七十三・一五を減じたもの)とする。)

六	物質	モル	六・〇二二一四〇七六に十の二十三乗を乗じた数の要素粒子又は要素粒子の集合体(組成が明確にされたものに限る)で構成された系の物質質量
七	光度	カンデラ	放射強度六百八十三分の一ワット毎ステラジアンで五百四十兆ヘルツの単色光を放射する光源のその放射の方向における光度(五百四十兆ヘルツの単色光と異なる光については、経済産業省令で定める。)
八	角度	ラジアン	円の半径に等しい長さの弧の中心に対する角度
九	立体角	ステラジアン	球の半径の平方に等しい面積の球面上の部分の中心に対する立体角
十	面積	平方メートル	辺の長さがメートルの正方形の面積
十一	体積	立方メートル	辺の長さがメートルの立方体の体積
十二	角速度	ラジアン毎秒	一ラジアン毎秒の角速度
十三	角加速度	ラジアン毎秒毎秒	一ラジアン毎秒毎秒の角加速度
十四	速度	メートル毎秒	一メートル毎秒の速さ
十五	加速度	メートル毎秒毎秒	一メートル毎秒毎秒の加速度
十六	周波数	ヘルツ	一秒間に一回の周波数
十七	回転速度	毎分	一分間に一回の回転速度

十八	波数	毎メートル	一メートルにつき一回の波数
十九	密度	キログラム毎立方メートル	一立方メートルにつき一キログラムの密度
二十	力	ニュートン	一キログラムの物体に働くとき、その方向に一メートル毎秒毎秒の加速度を与える力
二十一	力のモーメント	ニュートンメートル	ある点から一メートル離れた点にその定点に向かって直角方向に一ニュートンの力を加えたときのその定点のまわりの力のモーメント
二十二	圧力	パスカル	一平方メートルにつき一ニュートンの圧力
二十三	応力	パスカル	一平方メートルにつき一ニュートンの応力
二十四	粘度	パスカル秒	流体内に一メートルにつき一ニュートン毎平方メートルの速度こう配があるとき、その速度こう配の方向に垂直な面において速度方向に一パスカルの応力が生ずる粘度
二十五	動粘度	平方メートル毎秒	密度が一キログラム毎立方メートルで粘度が一パスカル秒の流体の動粘度

二十六	仕事	ジュール	一ニュートンの力がその力の方向に物体を一メートル動かすときの仕事
二十七	工率	ワット	一秒間に一ジュールの工率
二十八	質量流量	キログラム毎秒	一秒間に一キログラムの質量
二十九	流量	立方メートル毎秒	一秒間に一立方メートルの流量
三十	質量流量	トン毎分	一分間に一トンの質量流量
三十一	質量流量	トン毎時	一時間に一トンの質量流量
三十二	質量流量	トン毎分	一分間に一トンの質量流量
三十三	質量流量	トン毎時	一時間に一トンの質量流量
三十四	質量流量	トン毎分	一分間に一トンの質量流量
三十五	質量流量	トン毎時	一時間に一トンの質量流量
三十六	質量流量	トン毎分	一分間に一トンの質量流量
三十七	質量流量	トン毎時	一時間に一トンの質量流量
三十八	質量流量	トン毎分	一分間に一トンの質量流量
三十九	質量流量	トン毎時	一時間に一トンの質量流量
四十	質量流量	トン毎分	一分間に一トンの質量流量
四十一	質量流量	トン毎時	一時間に一トンの質量流量
四十二	質量流量	トン毎分	一分間に一トンの質量流量
四十三	質量流量	トン毎時	一時間に一トンの質量流量
四十四	質量流量	トン毎分	一分間に一トンの質量流量
四十五	質量流量	トン毎時	一時間に一トンの質量流量

三十	熱量 ジュール	ジュールの仕事に相当する	熱伝導率 ワット/メートル ² 秒	一メートルにつき一ケルビン	温度こう配があるとき、その配の方向に垂直な断面を通して、一秒間に一ジュールの熱量が伝導されるとききの熱伝導率	三比熱 ジュール/ケルビン ³	一ケルビン当たりの物質の比熱容量	三エン ジュール 毎度	温度が一ケルビンの系に一ジュールの熱量を可逆的に与え、たときに増加するエントロピー	三電 気 クロー	一秒間に一アンペアの直流の電流によって運ばれる電氣量	三電 界 ボルト	真空中において一クーロンの電氣量を有する無限に小さい静止している帯電体に働く力が一ニュートンである電界の強さ	三電 圧 ボルト	一アンペアの直流の電流が流れる導体の二点間において消費される電力が一ワットであるとききのその二点間の直流の電圧又は一アンペアの交流の電流が流れる導体の二点間において消費される電力の一周期平均が一ワットであるとききのその二点間の交流の電圧
----	------------	--------------	---------------------------------	---------------	--	-------------------------------	------------------	-------------------	---	----------------	----------------------------	----------------	--	----------------	--

十七	起電力 ボルト	一ボルトの電圧に相当する起電力	三静電 容量 フアラド	一クーロンの電氣量を充電したときに一ボルトの直流の電圧を生ずる二導体間の静電容量	三磁界 アンペア メートル	磁界の方向に沿って一メートル隔てた二点間の起磁力が一アンペアである磁界の強さ	四起磁 力 アン	一回巻きの閉回路に一アンペアの直流の電流が流れるときに生ずる起磁力	四磁束 密度 ウェーバ メートル ²	磁束の方向に垂直な面の一平方メートルにつき一ウェーバの磁束密度	四密 度 メートル ⁻³	一秒間で消滅する割合で減少するときにこれと鎖交する一回巻きの閉回路に一ボルトの起電力を生じさせる磁束	四イン ダクタ ンス	一秒間に一アンペアの割合で変化する直流の電流が流れるときに一ボルトの起電力を生ずる閉回路のインダクタンス	四電 気 オーム	一アンペアの直流の電流が流れる導体の二点間の直流の電圧が一ボルトであるとききのその二点間の電氣抵抗	四電 氣 コン ダクタ ンス	一アンペアの直流の電流が流れる導体の二点間の直流の電圧が一ボルトであるとききのその二点間の電氣のコンダクタンス	四電 力 ワット	一ワットの工率に相当する電力	四電 力 ジュール ワット	一ジュールの仕事に相当する電力	四電 力 ジュール ワット	一ジュールの仕事に相当する電力
----	------------	-----------------	-------------------	--	---------------------	--	----------------	-----------------------------------	--	---------------------------------	-------------------------------	--	------------------	--	----------------	---	----------------------------	---	----------------	----------------	------------------------	-----------------	------------------------	-----------------

十九	電磁波 の電力 密度	電磁波の進む方向に垂直な面の一平方メートルにつき一ワットの電磁波の電力密度	五十放 射 強 度 ワット メートル ⁻²	放射源から一メートル隔てた方向に放射されるエネルギーの放射強度	十一光 束 強度 カン	カンデラの一平方メートルの平面光源の輝度	十二輝 度 カン デラ	カンデラの一平方メートルの平面光源の輝度	十三照 度 ルクス	一平方メートルの面が一ルクスの照度で照らされるとききのその方向における輝度	十四音 響 ワット パー	ある面を一秒間に通過する音による生じる力学的エネルギーが一ジュールの仕事に相当するとききの音響パワー	十五濃 度 モル 毎 リットル	モル毎物質一立方メートル中にある成分一モルを含有する濃度	五モ ル 毎 リットル	モル毎物質一リットル中にある成分一モルを含有する濃度	五キ ロ グ ラム 毎 立方 メ ートル	物質一立方メートル中にある成分一キログラムを含有する濃度	五物 質 毎 リットル	物質一リットル中にある成分一モルを含有する濃度	五物 質 毎 グラム	物質一グラム中にある成分一グラムを含有する濃度	五中 性 放 出 率 毎分	中性子が一秒間に一個の割合で放出される中性子放出率	十六中 性 放 出 率 毎分	中性子が一秒間に一個の割合で放出される中性子放出率
----	------------------	---------------------------------------	---	---------------------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	-----------------	---------------------------------------	-----------------------	--	-----------------------------	------------------------------	----------------------	----------------------------	---	------------------------------	----------------------	-------------------------	---------------------	-------------------------	------------------------------	---------------------------	-------------------------------	---------------------------

十七	放射能 ベクレル	放射性核種の壊変数が一秒間に一個の割合である放射能	五吸 収 線 量 グレー	電離放射線の照射により物質の仕事を相当するエネルギーが与えられるとききの吸収線量の百分の一	五吸 収 線 量 率 グレー 毎分	一分間に一グレーの吸収線量	五吸 収 線 量 率 グレー 毎分	一分間に一グレーの吸収線量	五吸 収 線 量 率 ラド 毎分	一分間に一ラドの吸収線量率	五吸 収 線 量 率 ラド 毎分	一分間に一ラドの吸収線量率	五吸 収 線 量 率 ラド 毎分	一分間に一ラドの吸収線量率	五吸 収 線 量 率 ラド 毎分	一分間に一ラドの吸収線量率	五吸 収 線 量 率 ラド 毎分	一分間に一ラドの吸収線量率	六カ マ 率 グレイ 毎分	一分間に一グレーのカーマ率	六カ マ 率 グレイ 毎分	一分間に一グレーのカーマ率	六照 射 線 量 レント ゲン	一平方メートルの空気への照射により放出される電子又は陽電子によって空气中に生じるイオン群が有する電氣量がそれぞれ正及び負の一クーロンとなる照射線量	六照 射 線 量 レント ゲン	一平方メートルの空気への照射により放出される電子又は陽電子によって空气中に生じるイオン群が有する電氣量がそれぞれ正及び負の一クーロンとなる照射線量
----	-------------	---------------------------	--------------------------	---	-------------------------------------	---------------	-------------------------------------	---------------	------------------------------------	---------------	------------------------------------	---------------	------------------------------------	---------------	------------------------------------	---------------	------------------------------------	---------------	---------------------------	---------------	---------------------------	---------------	--------------------------------	---	--------------------------------	---

四	キログラム毎立方メートル	メートル	接頭語が表す乗数の三乗の逆数
五	グラム毎立方メートル	メートル	接頭語が表す乗数の三乗の逆数
六	グラム毎リットル	リットル	接頭語が表す乗数の逆数
七	ニュートンメートル	メートル	接頭語が表す乗数の二乗の逆数
八	ニュートン毎平方メートル	平方メートル	接頭語が表す乗数の二乗の逆数
九	ワット毎メートル	メートル	接頭語が表す乗数の逆数
十	ワット毎平方メートル	平方メートル	接頭語が表す乗数の逆数
十一	ワット毎立方メートル	立方メートル	接頭語が表す乗数の逆数
十二	ワット毎平方メートル	平方メートル	接頭語が表す乗数の逆数
十三	ワット毎立方メートル	立方メートル	接頭語が表す乗数の逆数
十四	ワット毎平方メートル	平方メートル	接頭語が表す乗数の逆数
十五	ワット毎立方メートル	立方メートル	接頭語が表す乗数の逆数

別表第六(第五条関係)

六	航海又は航空に係る角度の計量	度	度の十一・二五倍
七	土地の面積の計量	アール	平方メートルの百倍
八	船舶の体積の計量	トン	立方メートルの三百五十三分の千
九	航海又は航空に係る速さの計量	ノット	一時間に千八百五十二メートルの速さ
十	重力加速度又は地震に係る振動加速度の計量	ガル	メートル毎秒毎秒の百分の一
十一	生体内の圧力の計量	ミリガル	ガルの千分の一
十二	水銀柱	パスカル又はニュートン毎平方メートル	パスカル又はニュートンの〇・七六分の十萬千三百二十
十三	水銀柱	パスカル又はニュートン毎平方メートル	パスカル又はニュートンの〇・七六分の十萬千三百二十
十四	水銀柱	パスカル又はニュートン毎平方メートル	パスカル又はニュートンの〇・七六分の十萬千三百二十
十五	水銀柱	パスカル又はニュートン毎平方メートル	パスカル又はニュートンの〇・七六分の十萬千三百二十
十六	水銀柱	パスカル又はニュートン毎平方メートル	パスカル又はニュートンの〇・七六分の十萬千三百二十
十七	水銀柱	パスカル又はニュートン毎平方メートル	パスカル又はニュートンの〇・七六分の十萬千三百二十
十八	水銀柱	パスカル又はニュートン毎平方メートル	パスカル又はニュートンの〇・七六分の十萬千三百二十
十九	水銀柱	パスカル又はニュートン毎平方メートル	パスカル又はニュートンの〇・七六分の十萬千三百二十
二十	水銀柱	パスカル又はニュートン毎平方メートル	パスカル又はニュートンの〇・七六分の十萬千三百二十

別表第七(第八条関係)

二十	血圧の計量	マイクトル	マイクトルの百万分の一
二十一	人若しくは動物が摂取する物の熱量又は人若しくは動物が代謝により消費する熱量の計量	キロカロリー	カロリジュール又はワット秒の四・一八四倍
二十二	メガカロリー	メガカロリー	メガカロリーの百万倍
二十三	ギガカロリー	ギガカロリー	ギガカロリーの十億倍
二十四	ロリー	ロリー	ロリーの十億倍
二十五	ロリー	ロリー	ロリーの十億倍
二十六	ロリー	ロリー	ロリーの十億倍
二十七	ロリー	ロリー	ロリーの十億倍
二十八	ロリー	ロリー	ロリーの十億倍
二十九	ロリー	ロリー	ロリーの十億倍
三十	ロリー	ロリー	ロリーの十億倍

五	体積	立方メートル	立方メートルの〇・九一四
六	速度	ヤード毎秒	ヤード毎秒の〇・九一四
七	加速度	ヤード毎秒毎秒	ヤード毎秒毎秒の〇・九一四
八	密度	ポンド毎立方フット	ポンド毎立方フットの十六・〇一八五倍
九	力	ポンド	ニュートンの四・四八二二倍
十	力のフット重量	ポンド	ニュートンの四・四八二二倍
十一	力のポンド重量	ポンド	ニュートンの四・四八二二倍
十二	力のポンド重量	ポンド	ニュートンの四・四八二二倍
十三	力のポンド重量	ポンド	ニュートンの四・四八二二倍
十四	力のポンド重量	ポンド	ニュートンの四・四八二二倍
十五	力のポンド重量	ポンド	ニュートンの四・四八二二倍
十六	力のポンド重量	ポンド	ニュートンの四・四八二二倍
十七	力のポンド重量	ポンド	ニュートンの四・四八二二倍
十八	力のポンド重量	ポンド	ニュートンの四・四八二二倍
十九	力のポンド重量	ポンド	ニュートンの四・四八二二倍
二十	力のポンド重量	ポンド	ニュートンの四・四八二二倍

四十	三十	二十
熱量	仕事	応力
英熱量	ポンド又は フィート重 量ポンド	重量ポンド 毎平方イン チ
五十五・〇六倍	ジュール又は ワット秒の千	バスカル又は ニュートン毎 平方メートルの 六千八百九 十四・七六倍